

東京大学大学院工学系研究科 国際工学教育推進機構国際教育部門
特任准教授 募集のお知らせ

1. 職名及び人数：	特任准教授（特定有期雇用教職員）1名
2. 契約期間：	2024年4月1日～2025年3月31日
3. 更新の有無：	予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮の上、年度単位により更新する場合があります。ただし、更新4回、2029年3月31日までを限度とする。
4. 試用期間：	採用された日から6か月間。
5. 就業場所：	東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1） 最寄駅：地下鉄千代田線 根津駅 徒歩12分 南北線 東大前駅 徒歩10分 丸の内線 本郷三丁目駅 徒歩15分
6. 所属：	工学系研究科国際工学教育推進機構国際教育部門 ※業務の都合により変更することがある。
7. 職務内容：	http://www.jlcse.t.u-tokyo.ac.jp 参照 （1）当教室の留学生および外国人研究者に対する日本語教育の提供、教材開発 （2）プログラムの企画やコースデザインなどの工学系研究科日本語教室の業務およびその管理運営 （3）留学生と日本人学生との交流促進事業と海外協定校への学生派遣事業の推進
8. 就業日・就業時間：	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる。
9. 休日：	土日、祝日法に基づく休日、12月29日～1月3日は休日。
10. 休暇：	① 年次有給休暇 就業規則に基づき付与 ② 特別休暇 就業規則に基づき付与
11. 賃金等：	・「東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程」および「東京大学年俸制給与の適用に関する規程」に基づき資格、経験等に応じて決定する。 ・通勤手当（当方で定める支給要件を満たした場合は、当方規定により算定した額を支給、最高55,000円/月） ・退職手当、賞与は無し。 ・原則毎月17日支給。
12. 加入保険：	文部科学省共済組合、雇用保険に加入。
13. 災害補償：	労働上の災害や通勤時の災害については、労働者災害補償保険法および東京大学教職員法定外災害補償規程により補償。
14. 応募資格：	（1）日本語教育学、もしくはそれに関連する分野で博士号取得が望ましい。 （2）大学またはこれに準じる機関で、日本語教育経験を10年以上有すること。 （3）英語によるコミュニケーション能力を有すること。 （4）国際交流やその支援業務の運営経験/関心があること。 （5）理工学系日本語教育、実践研究の経験を有することが望ましい。
15. 応募書類：	（1）履歴書：東京大学履歴書フォーマットを下記よりダウンロードし、使用すること http://www.u-tokyo.ac.jp/per01/r01_j.html （2）日本語教育歴一覧（日本語研修受講歴なども記載してください） （3）研究活動（修士論文・博士論文の要旨400字） （4）研究業績一覧 （5）所属する組織の長、指導教員、監督者などからの推薦状1通 （6）日本語教育について下記の内容を踏まえA4版1～2枚にまとめてください。 ・コーディネータの視点から工学系研究科（大学院）における日本語教育のあり方 ・私の日本語教育理念と教育方法 （7）採用の可否を知らせるための宛名を明記した返信用封筒（定型封筒・切手不要）

16. 応募方法 :	〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院工学系研究科 日本語教室 * 提出書類各1部を上記あてに、書留郵便で送付してください。 * 封筒の表面に「日本語教室特任准准教授応募」と朱書のこと。 なお、提出された応募書類は返却いたしません。
17. 応募締切 :	2023年10月30日(月) 必着
18. 選考方法 :	書類選考後、最終選考対象者に対して面接を実施します。
18. 問い合わせ先 :	東京大学大学院工学系研究科 日本語教育部門 教授 古市由美子 yumiko.furuichi@jlcse.t.u-tokyo.ac.jp
19. 募集者名称 :	国立大学法人東京大学
20. その他 :	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募書類は本応募の用途に限り使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。 ・ 応募書類の返却はいたしません。当方で責任を持って廃棄します。 ・ 勤務条件の詳細は、東京大学特定有期雇用教職員就業規則等をご覧ください。 (http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuji_j.html) ・ 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・ 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） ・ 留意事項：採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。